



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- 1292 和歌山県土地利用基本計画の変更(地域づくり課)
- 1293 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(県民生活課)
- 1294 " (")
- 1295 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 1296 生活保護法による医療機関の指定
(")
- 1297 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
(障害福祉課)
- 1298 " (")
- 1299 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更
(")
- 1300 林業種苗生産事業者講習会の実施(森林整備課)
- 1301 道路の区域変更(道路保全課)
- 1302 新道路の供用開始等(")
- 1303 道路の区域変更(")
- 1304 新道路の供用開始等(")
- 1305 道路の区域変更(")
- 1306 新道路の供用開始等(")
- 1307 道路の区域変更(")
- 1308 新道路の供用開始等(")
- 1309 道路の区域変更(")
- 1310 新道路の供用開始等(")
- 1311 道路の区域変更(")
- 1312 新道路の供用開始等(")

*1313 和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し

(出納室)

*1314 和歌山県証紙売りさばき人の指定 (")

○ 教育委員会告示

4 平成21年度和歌山県立中学校入学者選考の実施

○ 公安委員会告示

43 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

○ 選挙管理委員会告示

*100 衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部改正

101 政治団体の設立の届出

102 政治団体の届出事項の異動の届出

103 資金管理団体の届出

104 資金管理団体の届出事項の異動の届出

○ 警察本部告示

14 一般競争入札による落札者の決定

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第1292号

和歌山県土地利用基本計画(計画図)の一部を平成20年9月19日変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

なお、変更後の和歌山県土地利用基本計画(計画図)の図面は、和歌山県企画部地域振興局地域づくり課及び各市町村国土利用計画法担当課室において閲覧することができる。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

整理番号	変更地域名	関係市町村名	変更部分の面積(ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
1	新宮都市地域	新宮市	138		今後開発が見込まれることから、既存都市計画区域と一体の都市として開発・整備・保全する必要があるため。

和歌山県告示第1293号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活

課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年11月17日まで縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成20年9月17日

2 名称
 特定非営利活動法人NPOラブリー工房

3 代表者の氏名
 加味根生巳

4 主たる事務所の所在地
 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満217番地

5 定款に記載された目的
 この法人は新宮市、東牟婁郡及びその隣接する市町村の在宅で介護が必要な高齢者、障害者及びその家族に対し、地域に密着した心のこもった相互扶助のシステムづくり及び介護サービスの提供を行い、子供、高齢者、障害者を含む全ての人が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりと社会福祉の増進に寄与する活動を目的とする。

の生活を支え、また、地域に対して啓蒙活動を行うこと
 によって、誰もがいきいきと生活ができる社会作りに寄
 与することを目的とする。

和歌山県告示第1295号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
那薬 39-12	三幸薬局清水支店	岩出市清水485-1	平成 20.7.31

和歌山県告示第1294号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年11月19日まで縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日
 平成20年9月19日

2 名称
 特定非営利活動法人ひまわり

3 代表者の氏名
 仁木常子

4 主たる事務所の所在地
 和歌山市紀三井寺681

5 定款に記載された目的
 この法人は、地域に住む精神障害者に対して、小規模通所授産施設の運営に関する事業を行い、その活動を通して社会性をはぐくみ、生活の訓練を行うことで、地域社会で

和歌山県告示第1296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋薬 40-20	森下薬局	橋本市東家4丁目18-15	平成 20.9.1

和歌山県告示第1297号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
3010120339	ヘルパーステーションオリオン	和歌山市鳴神107番地の4	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	医療法人裕紫会	和歌山市鳴神123番地の1	平成 20.10.1	平成 26.9.30
3010120347	株式会社フレンドケア福祉センター	和歌山市木広町4丁目6	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	株式会社フレンドケア福祉センター	和歌山市木広町4丁目6	平成 20.10.1	平成 26.9.30

和歌山県告示第1298号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項

の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、
同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012250118	エコファーム 絆中芳養椎茸工場	田辺市中芳養185 4-1	就労継続支援 A型	特定なし	特定非営利活動法人絆	田辺市稲成町80-2	平成 20.10.1	平成 26.9.30

和歌山県告示第1299号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011800087	重症心身障害児施設つくし医療・福祉センター	短期入所	事業所の名称	重症心身障害児施設岩出療育園	重症心身障害児施設つくし医療・福祉センター	平成 20.4.1

和歌山県告示第1300号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令(昭和45年政令第194号)第3条の規定により公告する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 開催日時 平成20年11月4日(火)午前10時から午後5時まで
- 開催場所 西牟婁郡上富田町生馬1504-1
わかやま林業労働力確保支援センター 小教室
- 講習科目
(1) 種苗に関する法令
(2) 種苗の産地及び系統に関する事項
(3) 種苗の生産技術に関する事項
- 講習受講の申込み
受講希望者は受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円を貼り付けて、最寄りの各振興局産業振興部林務課(以下「林務課」という。)に10月20日(月)までに申し込むこと。(申込書の用紙は、林務課に用意している。)
- その他
講習日に講習に必要なテキスト代として1,500円を徴収する。

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村湯ノ又字上湯ノ又476番1地先から同市龍神村湯ノ又字上湯ノ又538番2地先まで	旧	4.50 ∩ 18.30	219.40	
同上	新	12.30 ∩ 21.40	219.40	

和歌山県告示第1302号

平成20年和歌山県告示第1301号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

和歌山県告示第1303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市龍神村小又川字大江252番1地先から同市龍神村小又川字スクモ串道下387番1地先まで	旧	2.90 } 12.70	1,642.20	
同上	新	3.40 } 39.60	1,610.20	

和歌山県告示第1304号

平成20年和歌山県告示第1303号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 主要県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市栄谷字川原崎289番1地先から同市栄谷字垣之上285番4地先まで	旧	5.35 } 10.03	43.46	
同上	新	10.07 } 11.51	43.46	

和歌山県告示第1306号

平成20年和歌山県告示第1305号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 岩橋栗栖線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市岩橋字堤添319番1地先から同市岩橋字堤添324番2地先まで	旧	6.17 } 9.71	92.41	
同上	新	7.80 } 10.00	92.41	

和歌山県告示第1308号

平成20年和歌山県告示第1307号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 井ノ口秋月線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
和歌山市井ノ口字貝籠179番1地先か		4.00		岩出海南線

ら同市井ノ口字貝籠174番1地先まで	旧	5.00	105.17	L=18.93と重用
同上	新	4.00 6.30	105.17	岩出海南線 L=18.93と重用

和歌山県告示第1310号

平成20年和歌山県告示第1309号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 紀ノ川停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市市小路字丸島157番地先から同市市小路字丸島158番1地先まで	旧	7.43 9.61	31.43	
同上	新	9.61 12.33	31.43	

和歌山県告示第1312号

平成20年和歌山県告示第1311号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年10月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1313号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第10条第1項第6号の規定により、平成20年9月24日付けで次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

売りさばき人の氏名	住 所	売りさばき所
尾崎 剛	御坊市塩屋町南塩屋107番地	御坊市蘭350 御坊商工会館1階 尾崎行政書士事務所

和歌山県告示第1314号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第6条第1項の規定により、和歌山県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

氏 名	住 所	指定年月日	売りさばき所
尾崎達哉	日高郡日高川町 小熊3060番地4	平成20年9月 24日	御坊市蘭350-28 御坊商工会館内 尾崎行政書士・社労 業務取扱事務所

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

平成21年度和歌山県立中学校入学者選考を次のとおり実施する。

平成20年10月3日

和歌山県教育委員会委員長 檜畑直尚

- 1 出願資格
和歌山県立中学校(以下「県立中学校」という。)に出願することができる者は、次のいずれかに該当するものとする。
(1) 和歌山県内の小学校又はこれに準ずる学校(以下「小学校」という。)を平成21年3月卒業見込みの者であって、保護者の現住所が和歌山県内にあるもの
(2) 平成21年3月に県外の小学校を卒業見込みの者であって、県教育委員会の許可を受けたもの

2 募集定員

和歌山県立古佐田丘中学校	80名
和歌山県立向陽中学校	80名
和歌山県立桐蔭中学校	80名
和歌山県立日高高等学校附属中学校	80名
和歌山県立田辺中学校	80名

- 3 通学区域
和歌山県内全域とする。

- 4 出願手続
(1) 入学志願者は、次の書類等を志願する県立中学校の校長(以下「県立中学校長」という。)に簡易書留により郵送するものとする。ただし、出願は1校のみとする

る。

ア 入学願書、受検票

必要な事項を記入し、入学願書には選考検査手数料として和歌山県証紙(2,200円)を入学願書の所定の欄にはること。

出願前3か月以内に撮影した入学志願者の上半身の写真(縦4cm、横3cm)を入学願書及び受検票の所定の欄にはること。なお、入学願書及び受検票は切り離さないで提出するものとする。

イ 調査書

入学志願者が在籍する小学校の校長(以下「小学校長」という。)が、平成21年度和歌山県立中学校調査書作成要領に基づいて作成し、厳封したものとする。

ウ 選考結果通知用封筒

選考結果を通知する自宅等のあて先を記入し、700円分の切手をはること。

エ 受検票送付用封筒

受検票を送付する自宅等のあて先を記入し、430円分の切手をはること。

(2) 出願期間は、平成21年1月8日(木)から平成21年1月14日(水)までとする(最終日の消印有効)。

(3) 身体に障害がある等のやむを得ない理由により、通常の方法によって適性検査、作文の検査及び面接を受検することが困難と思われる場合は、あらかじめ小学校長に相談するものとする。

小学校長は、入学志願者の状況に基づき、特別措置願を作成し、平成20年11月25日(火)から平成20年12月19日(金)までの間に、志願先の県立中学校長に提出するものとする。

県立中学校長は、提出のあった特別措置願の写しを和歌山県教育委員会教育長に提出し、協議の上、適切な措置を講じることとする。

(4) 受検票の交付

県立中学校長は、出願関係書類を受理した後、提出された受検票に受検番号を付して入学志願者に郵送するものとする。

(5) 出願書類の受理

いったん受理した書類及び選考検査手数料は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

5 入学者選考方法等

入学志願者に対して適性検査、作文の検査及び面接を行う。

(1) 日程及び会場

ア 日程

平成21年1月24日(土) 集合8:30

8:45~9:15	点呼・入場・諸注意
-----------	-----------

9:15~10:00	適性検査 I
10:00~10:15	休憩
10:15~11:00	適性検査 II
11:00~11:15	休憩
11:15~12:00	作文の検査
12:00~12:10	諸連絡

平成21年1月25日(日)

面接(面接実施時間及び集合時間は、受検番号により異なる。前日の検査終了後に、文書により連絡する。)

イ 会場

志 願 校	会 場
県立古佐田丘中学校	県立古佐田丘中学校・橋本高等学校
県立向陽中学校	県立向陽中学校・向陽高等学校
県立桐蔭中学校	県立桐蔭中学校・桐蔭高等学校
県立日高高等学校附属中学校	県立日高高等学校附属中学校・日高高等学校
県立田辺中学校	県立田辺中学校・田辺高等学校

6 入学予定候補者の決定

県立中学校長は、適性検査、作文の検査及び面接の結果並びに小学校長が作成した調査書を資料とし、入学志願者の意欲、適性等を総合的に判断して入学予定候補者(合格通知受領者)を決定する。

7 選考結果の発表

平成21年1月31日(土)に、本人に選考結果通知書を郵送する。

平成21年2月1日(日)になっても選考結果通知書が届かない場合は、平成21年2月2日(月)午前9時から正午までの間に、志願した県立中学校まで問い合わせること。

8 欠員の補充

入学辞退者が生じた場合、県立中学校長は、入学予定候補者とならなかった者の中から、順次入学意思を確認の上、所定の手続を経て入学予定者を決定する。

(1) 実施期間

平成21年2月5日(木)から平成21年2月10日(火)まで

(2) 該当者への連絡

欠員補充者に対する入学意思の確認及び手続等については、該当者に電話で直接連絡する方法により行う。

9 入学許可の取消し

入学者選考に係る不正の事実が判明したときは、入学許可を取り消す。

10 県外(海外を含む。)からの出願

(1) 出願資格

県外の小学校を卒業見込みの者で県立中学校に出願できるのは、次のいずれかに該当する者であって、県教育委員会の許可（以下「出願許可」という。）を受けたものとする。

- ア 本人及び保護者の住所が和歌山県内にある者
- イ 入学する日までに本人及び保護者が和歌山県内に居住することが確実な者

(2) 申請手続

ア 出願許可を受けようとする者は、在籍小学校長の証明印のある県外志願者出願許可願に、特別な事情を証明する書類を添えて、平成20年11月25日（火）から平成20年12月17日（水）までに和歌山県教育庁学校教育局小中学校課（以下「小中学校課」という。）に持参するものとする。

イ 特別な事情を証明するため、現住所の住民票謄本、転勤証明書、建築確認申請書等の書類の提出を求めるものとする。なお、詳細については、小中学校課に問い合わせること。

(3) 留意事項

ア 県外志願者出願許可願は、保護者又はこれに代わる

者が直接持参するものとする。ただし、持参することが難しい場合は、提出方法について小中学校課に問い合わせること。

イ 出願許可を受けた者には、許可願の写しに許可印を押して交付する（県立中学校長に入学願書等を提出する際に必ず添付すること。）。

ウ 審査結果の連絡のため、返信用封筒（長形3号。あて先を明記し、80円切手を必ずはること。）を添付するものとする。

エ その他の手続は、県内からの出願手続に準じる。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第43号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年10月3日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成20年11月19日（水）から同年11月21日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成20年10月20日（月）から同年10月27日（月）までの間（ただし、土曜日及び日曜日を除き、各日とも午前9時から午後5時までの間）

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 審査手数料

ア 教習指導員審査手数料

15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額

イ 技能検定員審査手数料

24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額

3 審査についての問い合わせ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話 073-473-0110 内線363)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第100号

衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成20年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
別記第18号様式その2を次のように改める。

別記第18号様式(第30条関係)

その2(名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示)

名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位									略称 (ふりがな)	名簿届出政党等の名称 (ふりがな)
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
8	7	6	5	4	3	2	1	順位	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党
氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	氏 ふりがな 名	何々 ふりがな	何々 ふりがな 党

年 月 日 執行
衆議院(比例代表選出) 議員 選挙名簿届出政党等名称等掲示

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規

定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備 考
北谷せいじ後援会	清水良一	山本茂	日高郡みなべ町清川1563	平成20.8.12	政治団体	
小谷芳正後援会	辻村武文	庄司義行	日高郡みなべ町筋776番地	平成20.8.19	政治団体	
石田真敏かつらぎ町後援会	山本恵章	大原清明	伊都郡かつらぎ町大字笠田中404-8	平成20.8.26	政治団体	
なおと会	阪口直人	山部弘	海南市幡川121-1 メゾン・サンパティーク301号	平成20.9.8	政治団体	総務大臣届出から変更

和歌山県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規

定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治団体の別	備 考
谷口和樹後援会	代表者	城戸昭夫	愛瀬美智子	平成19.3.30	政治団体	
	会計責任者	谷口智子	愛瀬美智子	平成19.3.30	政治団体	
片桐章浩後援会	代表者	小池良一	尾山好則	平成20.8.13	政治団体	
	会計責任者	中野雅史	由良充朗	平成20.8.13	政治団体	
新宮市医師連盟	代表者	土山秀	味八木保雄	平成20.8.18	政治団体	
平井としやを支援する会	主たる事務所の所在地	御坊市塩屋町北塩屋1331-16	御坊市塩屋町南塩谷字富島1-3	平成20.8.22	政治団体	
	代表者	小堀栄一	仲松誠治	平成20.8.22	政治団体	
	会計責任者	野村直幹	小堀栄一	平成20.8.22	政治団体	
和歌山県不動産政治連盟	会計責任者	武田孝夫	赤間淳巳	平成20.8.22	政治団体	
小谷芳正後援会	主たる事務所の所在地	日高郡みなべ町谷口502番地	日高郡みなべ町筋776番地	平成20.8.25	政治団体	
とき健二後援会	主たる事務所の所在地	岩出市根来914-1	岩出市根来509	平成20.8.25	政治団体	
	会計責任者	中垣定波	榎本聖	平成20.8.25	政治団体	

上山章善後援会	代表者	林静樹	上山諭	平成 20.8.26	政治団体	
自由民主党和歌山県 港運支部	代表者	西村雅臣	坂本敏夫	平成 20.8.29	政党の支部	
泉信也和歌山県港運 支部後援会	代表者	西村雅臣	坂本敏夫	平成 20.8.29	政治団体	
和歌山県海事運輸政 策研究会	代表者	西村雅臣	坂本敏夫	平成 20.8.29	政治団体	
なおと会	主たる事務所の 所在地	紀の川市中井阪229-1-101	海南市幡川121-1 メゾン ・サンパティーク301号	平成 20.9.11	政治団体	
自由民主党橋本市連 絡協議会	主たる事務所の 所在地	橋本市東家4-11-4	橋本市橋本1丁目1-2	平成 20.9.16	政党の支部	
	会計責任者	上田良治	大橋庄太郎	平成 20.9.16	政党の支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の
規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条

の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出 をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出 年月日
阪口直人	衆議院議員	なおと会	海南市幡川121-1 メゾン ・サンパティーク301号	阪口直人	平成 20.9.8

和歌山県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の
規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった
ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公

表する。

平成20年10月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出 事項の異動の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
阪口直人	衆議院議員	なおと会	主たる事務所の 所在地	紀の川市中井阪22 9-1-101	海南市幡川121-1 メゾン・サン パティーク301号	平成 20.9.11

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第14号

和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務につい
て、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共
団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11
条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定
に基づき、次のとおり公示する。

平成20年10月3日

和歌山県警察本部長 永松健次

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察通信指令支援システム更新整備業務 一
式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成20年8月11日
- 4 落札者の氏名及び所在地
NECリース/NECコンソーシアム
(代表となる団体)
NECリース株式会社
東京都港区芝五丁目29番11号
(構成員)

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

739,356,660円(うち消費税及び地方消費税の額35,207,460円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成20年7月1日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年10月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画土地区画整理事業(中心市街地土地区画整理事業)の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課